

国民健康保険税の税率が変わります

医療の高度化や被保険者の減少により、1人あたりの医療費は増加することが予想されます。町は県に対して納付金を納めなくてはなりません。そのため国民健康保険税の税収は不足してきます。このため、国保財政の健全で安定した運営を図るため、令和元年度から税率等の改正を行うことになりました。国保財政の厳しい状況をご理解いただき、加入者の皆さんが安心して医療を受けられるよう、ご協力をお願いいたします。

税率改正の理由

医療費の増大

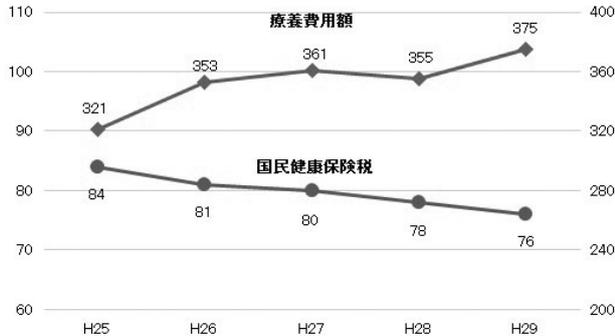
医療の高度化、被保険者数の減少などにより一人あたりの医療費は、平成25年度から5年間で約17%の増加となっています。今後も被保険者数は減少していきますが、医療費全体額の減は少ないと予想されるため、一人あたりの医療費は増加することが想定されます。(【図1】参照)

国保財政の逼迫

毛呂山町国保では被保険者の減少などにより埼玉県提示の一人あたりの保険税必要額は増加しています。毛呂山町は埼玉県に対して納

付金を納めなくてはなりません。納付金を納めるための国民健康保険税の税収は不足しているのが現状です。(【図2】参照)

【図1】 1人あたりの国保税額と療養費用額の推移 (単位：千円)



【図2】 埼玉県提示の1人あたりの保険税必要額 (平成30年度)

本来必要額	約 91,000 円
実績収納額 ※平成31年3月末現在	約 57,700 円
不足額	約 33,300 円

平成30年度の一人あたりの保険税不足額は約3万3千円です。不足分は国民健康保険財政調整基金(※)などから繰入して補填(まぐん)しています。今後は県から提示される標準保険税率および国民健康保険財政調整基金の残額等を考慮し、段階的に税率を見直していく必要があります。

※国民健康保険財政調整基金：国

【図3】 令和元年度からの新しい税率

区分 (対象者)		医療保険分 (国保に加入する全ての人)		後期高齢者支援金分 (国保に加入する全ての人)		介護納付金分 (国保に加入する40歳以上65歳未満の人)	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割額	所得に対して	6.0%	7.0%	1.6%	2.5%	1.2%	2.2%
均等割額	加入者1人当たり	33,000 円	32,000 円	7,500 円	10,000 円	11,500 円	10,000 円
課税限度額		58 万円	58 万円	19 万円	19 万円	16 万円	16 万円

改正後の税率

保財源に余裕があるときに積立で、不足するときに取り崩すことで計画的な財政管理を行うための基金です。

低所得世帯への軽減

所得の少ない世帯に対しては、国民健康保険税の減額を行っています。なお、令和元年度から5割および2割軽減の対象となる世帯において図4のとおり軽減を拡大・拡充しています。この軽減を受けるには、前年分の所得を申告していることが必要です。

※一世帯（世帯主を含む）の前年の合計所得金額が左表基準以下の場合に該当します。

【図4】低所得者に対する国保税均等割の減額割合

改正前			割合
33万円以下（※1）			
被保険者数（※2）×27.5万円	+ 33万円		5割
被保険者数（※2）×50万円	以下		2割

改正後			改正内容
33万円以下（※1）			7割
被保険者数（※2）×28万円	+ 33万円		5割
被保険者数（※2）×51万円	以下		2割

※1 世帯主および16歳以上の加入者の基礎控除前の所得の合計です。

※2 被保険者数には、後期高齢者医療制度へ移行された人を含みます。

非自発的失業者（倒産・解雇・雇止め等一定の理由（※3）による離職者）は軽減を受けることができます。

軽減は、離職の翌日の属する年度から翌年度末までの間、前年の給与所得をその30/100とみなして行います。なお、この軽減を受けるには申告が必要です。

※3 雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として、失業給付を受ける人に限ります。

国民健康保険の 広域化について

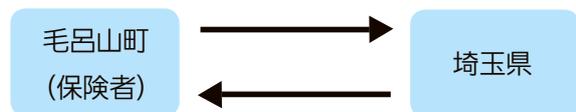
国民健康保険は、平成29年度まで、市町村それぞれが保険者となって運営していましたが、平成30年度からは都道府県と市町村が共同保険者となって運営する形に変更されました。（図5）参照
今後は、県より示された税率（標

準保険税率）を参考に、必要に応じて保険税率を算定します。

【図5】国民健康保険の運営広域化

埼玉県が財政運営責任を担うなどの中心的役割

埼玉県が市町村ごとに決定した
国保事業費納付金を毛呂山町が納付



給付費に必要な費用を、
毛呂山町に払う

広域後の市町村の役割

被保険者と関係するきめ細かい事業を引き続き担います。

- ◆ 資格管理
- ◆ 保険給付
- ◆ 保険税率の決定
- ◆ 保険税の賦課・徴収
- ◆ 保健事業 など

広域後の埼玉県の役割

財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的事業の確保

等、運営の中心的役割を担います。

- ◆ 市町村ごとの納付金を決定
- ◆ 市町村ごとの標準保健税率等の設定
- ◆ 給付に必要な費用を市町村に交付
- ◆ 国保運営方針（県内の統一的方針）を定め、市町村事務の効率化、標準化、広域化推進 など

広域化による変更点

県と市町村が共同保険者となることに伴い、被保険者証の様式が変わりました。また、高額療養費の多数回該当が通算され、県内市町村をまたがる住所の異動があっても、異動が県内であつて世帯の継続性が保たれている場合には、平成30年4月以降の療養において発生した前住所地の高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転居先住所地に引き継ぎます。前住所地から通算することにより、被保険者の負担が軽減されます。

問合せ 役場税務課町民税課税

係 ☎049(295)2112

☎198・199、役場住民課

国保年金係 ☎049(295)

2112 ☎135・136